

第93号議案

島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例

(島根県立自然公園条例の一部改正)

第1条 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 公園計画及び公園事業(第6条―第10条)」を  
「第3章  
第4章

公園計画(第6条) に、「第4章」を「第5章」に、「第5  
公園事業(第6条の2―第10条)」  
章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」  
に、「第8章」を「第9章」に、「第37条」を「第38条」に改める。

第1条中「図り、もって」を「図ることにより、」に改め、「資する」の次に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第2条第2号中「施設」を「事業」に改め、同条第3号中「知事が」を「規則で」に改める。

第3条中「あたって」を「当たって」に改める。

「第3章 公園計画及び公園事業」を「第3章 公園計画」に改める。

第6条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第1項を次のように改める。

公園計画は、知事が関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

第6条第2項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同条第3項中「及び公園事業」を削る。

第33条中「第14条第1項」を「第7条の6第1項又は第14条第1項」に改める。

第34条第2号中「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第4号と

し、同条第1号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 第7条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第7条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

第35条中「第13条第2項」を「第7条の2、第13条第2項」に改める。

第36条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「よる」を「違反して、」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第7条の7第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第37条の次に次の1条を加える。

第38条 第7条第9項、第7条の4又は第7条の5第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第7条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

第8章を第9章とする。

第30条第1項中「関係職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に改め、同条第2項中「関係職員をして」を「その職員に」に改め、同条第3項中「関係職員」を「職員」に改め、同条第4項中「関係職員」を「職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第31条第1項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第2項中「関係職員」を「職員」に改める。

第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章を第6章とする。

第11条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

第11条第4項中第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号を第14号

とし、同項第10号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第11条第4項第9号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第11条第4項第8号中「開墾し」の次に「、」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第11条第5項を次のように改める。

- 5 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

第11条第7項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第4項第11号又は第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」とに改め、同条第8項第3号中「知事が」を「規則で」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「知事が」を「規則で」に改め、同項第1号中「知事が」を「規則で」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第4項中「必要があるとき」の次に「、」を加え、同条第6項中「について、当該

公園」を削り、同条第7項第3号中「知事が」を「規則で」に改め、同項第4号中「すでに」を「既に」に改める。

第14条第1項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第2項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第15条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第2項中「関係職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は」を「立ち入り、」に改め、同条第3項中「に規定する関係職員」を「の規定による立入検査又は立入調査をする職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第17条第3項中「関係職員」を「職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第4章を第5章とする。

第6条の次に次の章名及び1条を加える。

#### 第4章 公園事業

##### (公園事業の決定)

第6条の2 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

第7条第2項中「市町村は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第3項中「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前2項の承認又は認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第7条に次の6項を加える。

- 5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の承認又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあっては知事の承認を受けなければならない、市町村以外の者にあっては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の承認又は認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第3項又は第6項の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第7条の次に次の6条を加える。

（改善命令）

第7条の2 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第7条の3 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除

く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第7条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第7条の4 公園事業者は、その公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第7条の5 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第7条第2項の承認又は同条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第7条第2項の承認又は同条第3項の認可が失効したときは、当該承認又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第7条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 第7条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第7条の2の規定による命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第7条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第7条の6 知事は、第7条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第7条の7 知事は、第7条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の



施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第10条中「前3条」を「第7条から前条まで」に改め、「前2条の規定は、」の次に「公園事業のうち」を加える。

(島根県自然環境保全条例の一部改正)

第2条 島根県自然環境保全条例(昭和48年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「区域等の」の次に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第12条第1項中「第7条第4項」を「第9条第2項」に改める。

第16条第2項中「施設」を「事業」に改め、同条第5項中「あったとき」の次に「、」を加え、同条第6項中「及び」の次に「その」を加え、同条第8項中「解除及び」の次に「その」を加える。

第17条第1項及び第2項第4号中「施設」を「事業」に改め、同条第3項中「公告し」の次に「、かつ、その保全計画を一般の閲覧に供し」を加え、同条第4項中「前条第3項」を「同条第3項」に改める。

第19条第4項ただし書中「第7号」を「第10号」に改め、「若しくは第2項」の次に「若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」を加え、「又は」を「、」に改め、「行うもの」の次に「又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、



当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして  
知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、  
当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして  
知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合にお  
ける当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第19条第4項に次の1号を加える。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を  
及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第19条第8項を次のように改める。

- 8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時に  
おいて既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日か  
ら起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をするこ  
とができる。

第21条第1項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第3項中「必要  
があるとき」の次に「、」を加える。

第22条第1項中「及び」を「若しくは」に、「付せられた」を「付された」  
に改める。

第23条第1項中「者又は」を「者若しくは」に改める。

第26条第1項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第4項中「当該  
職員」を「職員」に改める。

第29条中「規則で」を「知事が」に改める。

第30条中「50万円」を「100万円」に改める。

第31条中「30万円」を「50万円」に改め、同条第2号中「付せられた」を  
「付された」に改める。

第32条中「30万円」を「50万円」に改める。

第33条中「20万円」を「30万円」に改め、同条第3号中「又は忌避」を「若  
しくは忌避」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第6号左欄の(3)中「第3号、第4号及び第7号」を「第4号、第5号及び第8号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

(島根県風致地区条例の一部改正)

第4条 島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第34号中「公園事業」の次に「若しくは生態系維持回復事業」を加え、「県立自然公園のこれに相当する事業」を「島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）による公園事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条中島根県自然環境保全条例第12条第1項の改正規定及び第4条の規定並びに附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の島根県立自然公園条例（以下「新自然公園条例」という。）第7条第9項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

3 新自然公園条例第7条の6の規定は、施行日以後に新自然公園条例第7条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規則への委任)

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。